

第2章

みどりの現状と課題

1 八王子市の概要.....	10
(1) 位置・地勢.....	10
(2) 人口動態.....	11
2 本市のみどりの状況と課題.....	12
(1) みどりの状況.....	12
(2) 主な成果と今後の課題.....	14
3 みどりに関わる社会情勢など.....	17
(1) 社会情勢への対応.....	17
(2) 自然環境問題への対応	18
4 国等の方向性.....	23
5 市民意見.....	29
6 中間改定の考え方.....	32

1 八王子市の概要

(1) 位置・地勢

八王子市は東京都の西部に位置しており、面積は18,638haです。

地形は、山地、丘陵、台地、低地の4つに大きく分類されます。西には高尾山や陣馬山に代表される山々が連なっており、山地からは複数の丘陵が東に伸びています。丘陵地に囲まれるように市街地が形成され、豊かな自然と市街地が近接する本市特有の環境を形成しています。

起伏の多い変化に富んだ地形によって多くの河川や湧水が存在し、河川は東へ向かって流れています。市内には18の一級河川があり、河川沿いには段丘が形成されています。

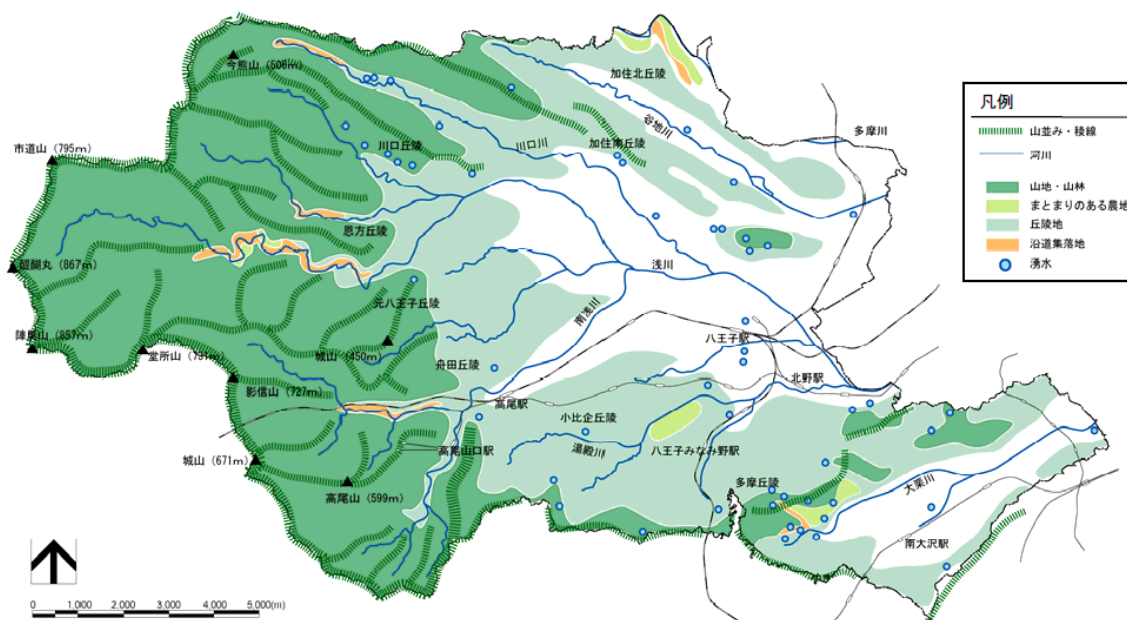


図. 市街地を取り囲む丘陵地と水系の分布（八王子市景観計画 平成30年）



図. 八王子の自然と都市の景観概念図（八王子市景観計画 平成30年）

市域は、市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン 2040」により、「中央地域」「北部地域」「西部地域」「西南部地域」「東南部地域」「東部地域」の6地域に区分されています。

各地域によってみどりの状況は大きく異なり、西部、西南部地域には明治の森高尾国立公園など山林としてのみどりが多い一方、東部、東南部地域のニュータウン開発区域は公園・緑地としてのみどりが多く存在します。

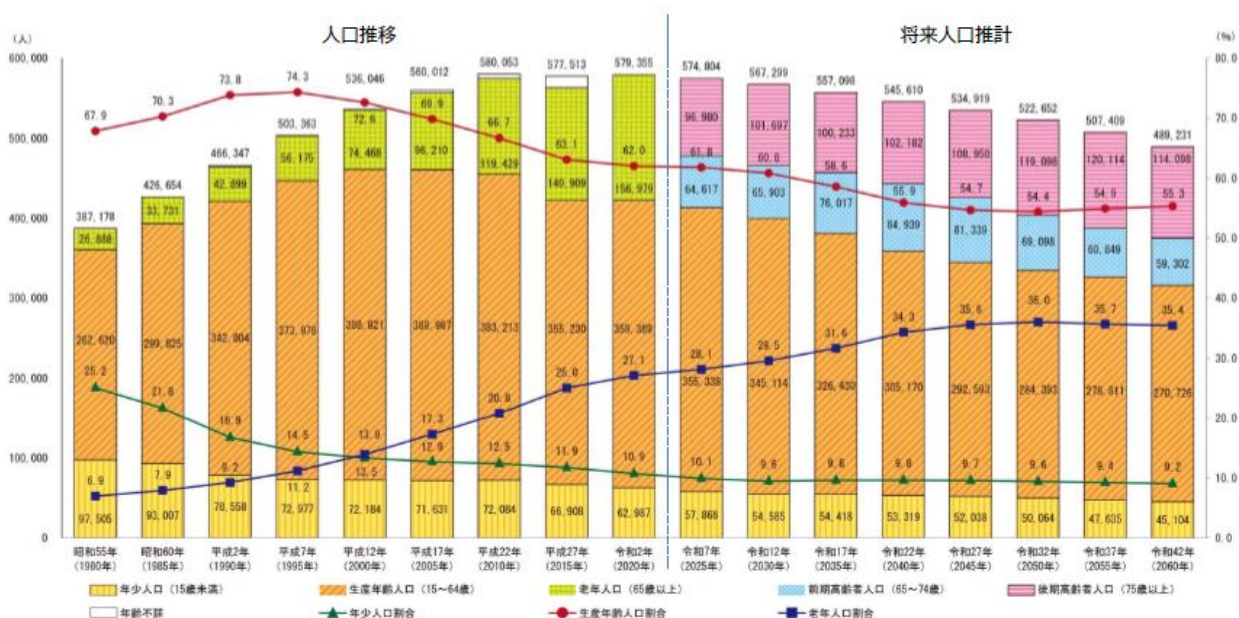


図. 地域区分（八王子未来デザイン 2040）

（2）人口動態

国勢調査によると、本市の人口は令和2年（2020年）現在 579,355 人となっています。

「八王子未来デザイン 2040 別冊（附属資料）」（令和5年（2023年））における将来人口推計によると、令和12年（2030年）の総人口は 567,299 人（令和2年（2020年）より約 2.1% 減）と想定されています。



※人口推移は国勢調査による実績値です。令和2年（2020年）の人口内訳は年齢不詳人口をあん分により補完した人口になります。

※人口割合の数値は、年齢不詳を除いて算出しています。小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

図. 人口推移と将来人口推計（八王子市未来デザイン 2040 別冊（附属資料） 令和5年）

2 本市のみどりの状況と課題

(1) みどりの状況

① 緑被率

緑被率は、ある区域における緑に覆われた面積の割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑には、樹林、草地・農地、宅地内（屋上緑化を含む）や公園の樹木や芝地、街路樹などが含まれます。中間改定に伴う調査では緑被率は59.3%（令和6年度）と推計され、市域のおよそ6割がみどりで覆われている状況です。

みどりの減少要因としては、都市農地・草地の宅地化や、開発事業などがあげられます。

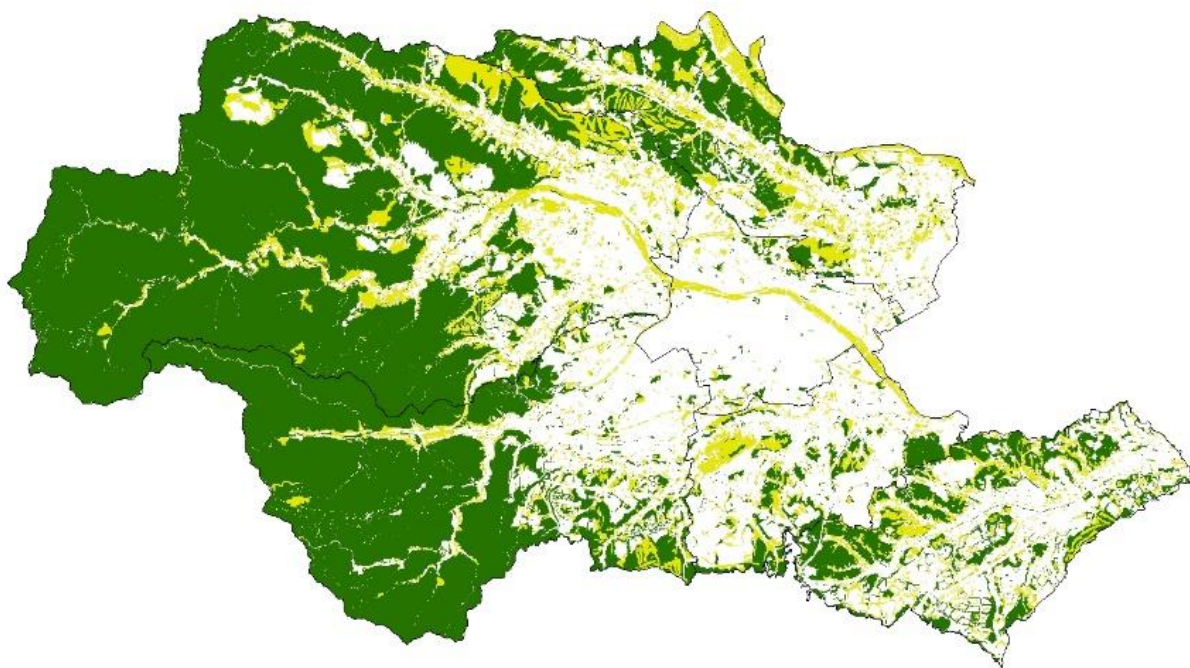


図. 市内の緑被の状況（令和6年度調査）

表. 緑被率の変化

地 域	H29年	R6年	増 減
市全域	58.4%	59.3%※	0.9%

※R6年度において緑被率の調査手法を見直しました。解像度の高い航空写真を使用したことで、前回調査時には確認できなかった緑被地が増えています。

表. 緑被率 調査結果（R6年）

地 域	緑被率
中 央	12.1%
北 部	51.0%
西 部	75.5%
西南部	69.1%
東南部	29.3%
東 部	42.5%
市全域	59.3%



② 公園の充足率

市内には約940か所（令和5年度末）の都市公園など※1が存在します。

「都市公園法運用指針（第6版）」（令和6年7月）に、一般的な住宅市街地における標準的な誘致距離（参考値）として、街区公園が250m、近隣公園が500m、地区公園が1kmと示されています。

この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域内の公園誘致圏を示すことによって、公園の充足の状況を明らかにすることができます。令和6年度調査では公園充足率※2は82.5%となりました。

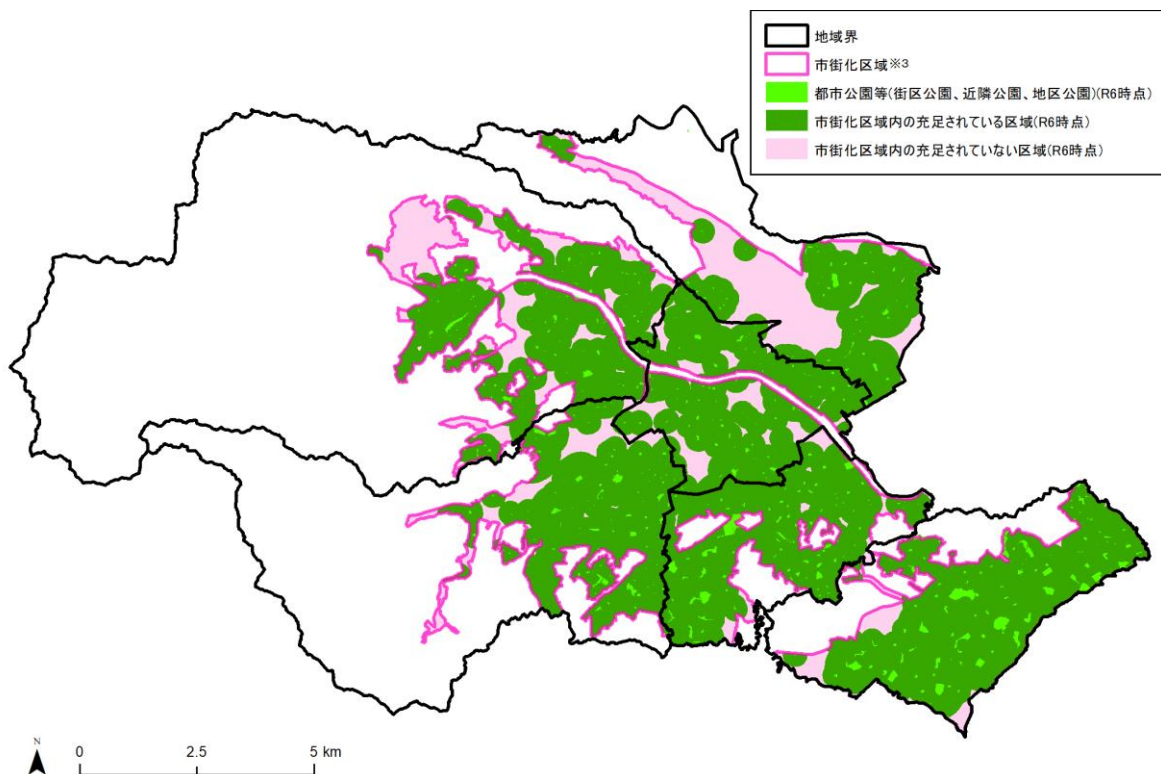


図. 都市公園の誘致圏（令和6年度調査）



高尾山ふもと公園



明神町なかよし公園

※1 都市公園など：八王子市立の都市公園、東京都立の都市公園のほかに、児童遊園、まちの広場を含みます。

※2 充足率の算出は、八王子市立の都市公園のみを対象としています。

※3 市街化区域面積 8,151ha（令和5年（2023年）4月1日時点）

（２）主な成果と今後の課題

令和２年（２０２０年）の計画策定以降、基本理念「みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」のもと、様々な取組を推進してきました。ここでは計画期間前期（令和２年度から令和６年度）における取組の成果とそれを踏まえた今後の主な課題を整理しました。

① 計画期間前期での主な成果

《みどりの質の向上》

○一人あたりの公園面積が相対的に小さい中央地域の八王子駅南口において、学び・交流・防災の３つの機能を備えた「八王子駅南口集いの拠点（仮称）」の整備を推進しました。令和３年度（２０２１年度）以降、用地取得、PFI 事業契約のほか、施設の活用や植栽等に係るワークショップを開催しました。

○専門家の指導によるグリーンパートナー養成講座を実施し、令和５年度（２０２３年度）までに計 １４２ 名が修了しました。修了生は市内各所で花壇づくりを担う市民ボランティアとして、八王子駅前マルベリーブリッジや公園などの花壇を整備する活動団体に参加し、質の高い花壇整備による景観の形成に取り組んでいます。

○緑化条例施行規則の改定により、民間事業者の開発行為における植樹義務制度を見直し、緑化基準を植樹本数から緑化面積に変更しました。緑化手法として屋上、壁面緑化等の活用を可能としたため、まちなかの緑化、景観形成につながっています。

○市民と市が協働して公園と水辺の親水空間づくりに取り組む八王子水辺活動チャレンジ「通称：ミズカツ」を実施しました。

○生物多様性地域戦略に基づき、上川の里特別緑地保全地区において自然環境調査を実施したほか、地域ぐるみの獣害対策の取組を推進しました。

○令和５年度（２０２３年度）に長池公園、令和６年度（２０２４年度）に佐川急便株式会社が所有する「高尾 １００ 年の森」が「自然共生サイト」（民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域）に認定されました。



八王子駅南口集いの拠点（仮称）
（令和 8 年（2026 年）10 月オープン予定）



市民ボランティアによる駅前花壇整備



内閣府 水循環白書掲載



《みどりの量の確保》

- 「保全と活用のシンボル」と位置付ける上川の里特別緑地保全地区について、「上川の里 保全と活用の方針」を令和2年（2020年）に策定し、保全活動を行うエリアの拡大を行いました。
- 東京都との連携により緑地・里山保全地域の適正な管理と保全に努めるとともに、「緑確保の総合的な方針」に基づき、上川の里や公園用地の取得など、みどりの確保に努めました。
- 斜面緑地保全区域に対する支援制度を改正し、緑地の状況を所有者と共有するとともに、維持管理に要する経費の一部を補助する制度を開始しました。
- 指定期間が経過する生産緑地地区について、特定生産緑地への移行を促進し、都市農地の確保に努めました。
- 地域防災機能の充実を図るとともに、地域コミュニティの拠点となる「明神町なかよし公園」、水辺を活用した「高尾山ふもと公園」などの公園を整備しました。



上川の里特別緑地保全地区



近隣小学校児童による稲刈り体験

《みどりを守るパートナーづくり》

- 環境教育・環境学習を通じた子どもの健全な育成や、持続可能な社会のための担い手づくりを目的に、北野環境学習センターに「生きもの展示室」をオープンし、オープニングイベントには約4,000人が来場しました。
- 環境市民会議による出前講座・川の学習のほか、公園・道路・水辺を地域の住民などと協働で管理する継続的なアドプト活動を推進しました。
- 体験を重視した環境教育・環境学習の機会提供に努め、一般財団法人セブン・イレブン記念財団が運営する高尾の森自然学校、佐川急便株式会社が所有する森林、事業者等と保全活動協定を結ぶ上川の里において、子ども向け自然体験イベントを充実しました。
- 身近なみどりである庭木や里山などの緑地の管理について、知識と技術を習得する講習会を新たに開催し、みどりを守るパートナーのすそ野を広げる取組を推進しました。



親子里山体験で焼きリンゴづくり

② 今後取り組むべき主な課題

《みどりの質の向上》

○みどりの確保によって、公園数が増加したほか、緑被率の維持が図られています。公園については、市民一人あたりの公園面積が、東京都内でも高い数値となっています。しかしながら、既に確保されたみどりに対して、さらなる整備や維持管理を望む市民の声もあります。引き続き、これまで確保したみどりの多機能性を引き出し(=「みどりの質」を向上させる)、いかに有効に活用するかが課題です。

○令和6年(2024年)に策定した生物多様性地域戦略に基づく生態系の保全に着目した取組が求められます。

○公園や緑地、河川などのみどりを、適切に維持や更新する必要があります。また、グリーンインフラの考え方を取り入れ、都市防災の向上やカーボンニュートラル、賑わいの創出にも配慮することが求められます。

○厳しい財政状況が想定されているなかで、事業に必要な財源を生み出す発想が求められます。そのためには民間との協働・共創の取組など、効果的なみどりの活用手法の検討が必要です。

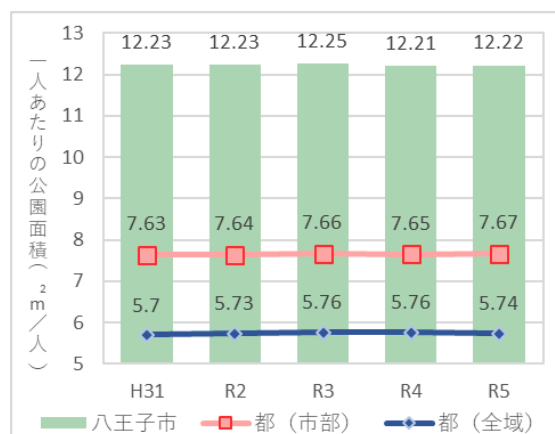


図. 一人あたりの公園面積の比較(都建設局データ)

《みどりの量の確保》

○計画期間前期において、「保全の対象としたみどりの面積」が減少しました。引き続き、公園の整備を着実に進めるとともに、斜面緑地保全区域などの新規指定や農地面積減少の抑制など、それぞれのみどりについて新たなみどりの創出や減少するみどりへの対策が必要です。

○地域によってみどりの量に大きな偏在があります。特に、人口密度の高い中央地域は緑被率12.1%、市民一人あたりの都市公園面積2.29 m²/人であり、市内で最も少ない状況です。

○民有山林の荒廃や空き家・空き地が増加し、その管理不全から草の繁茂、樹木の高木化・ナラ枯れ等が発生しています。顕在化する民有地の管理不全に対応する取組を検討する必要があります。

○農業者の高齢化に伴う代替わりなどにより、土地所有者の意向に変化が生じ、生産緑地地区は年々減少傾向にあります。まとまった農地として生産緑地地区に指定されている箇所等において、農地保全に資する新たな取組を検討する必要があります。

○民間の取組を含めた制度の活用や新たな仕組みによるまちづくりを通じたみどりの確保が必要です。

《みどりを守るパートナーづくり》

○本市では市民との協働によって維持管理されているみどりが数多くあります。担い手の高齢化や参加者の減少などにより、担い手不足が課題となっています。みどりに関わる様々な担い手と連携して、協働のすそ野を広げていくことが求められます。

○主体的に取り組む人材を育てるためには、多くの市民がみどりの活動に参加するきっかけを作ることが重要です。また、この取組を市民ニーズに合わせて進めることが重要です。

○計画期間を越えてみどりを将来に引き継ぐためには、子どもたちがみどりに触れ、知り、好きになることが重要です。そのため、環境教育・環境学習の一層の推進が求められます。



3 みどりに関わる社会情勢など

(1) 社会情勢への対応

① 少子高齢化・人口減少社会の進行

今後の人口減少によって、地域における人のつながりが失われ、地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。そのため、みどりを活用して地域の人たちが活動し、コミュニティの活性化を図ることが必要となってきます。加えて、少子高齢化に対応した公園の整備や民有林所有者の高齢化による管理不足への対応も求められます。

「高齢者の経済・生活環境に関する調査」（内閣府）では、住んでいる地域での社会的活動（貢献活動）状況において、「特に活動していない」が約6割を占めています。今後の社会においては、高齢者が活躍できる場として、みどりが活用されることも期待されます。

② ライフスタイル・価値観の多様化

「国民生活に関する世論調査」（内閣府）では、今後の生活において重視することとして「物質的な面で生活を豊かにする」より「心の豊かさやゆとりのある生活をする」割合が高まっています。これからの成熟社会においては、みどりの活用による生活の質（QOL）の向上や余暇生活へのニーズに貢献する必要があります。

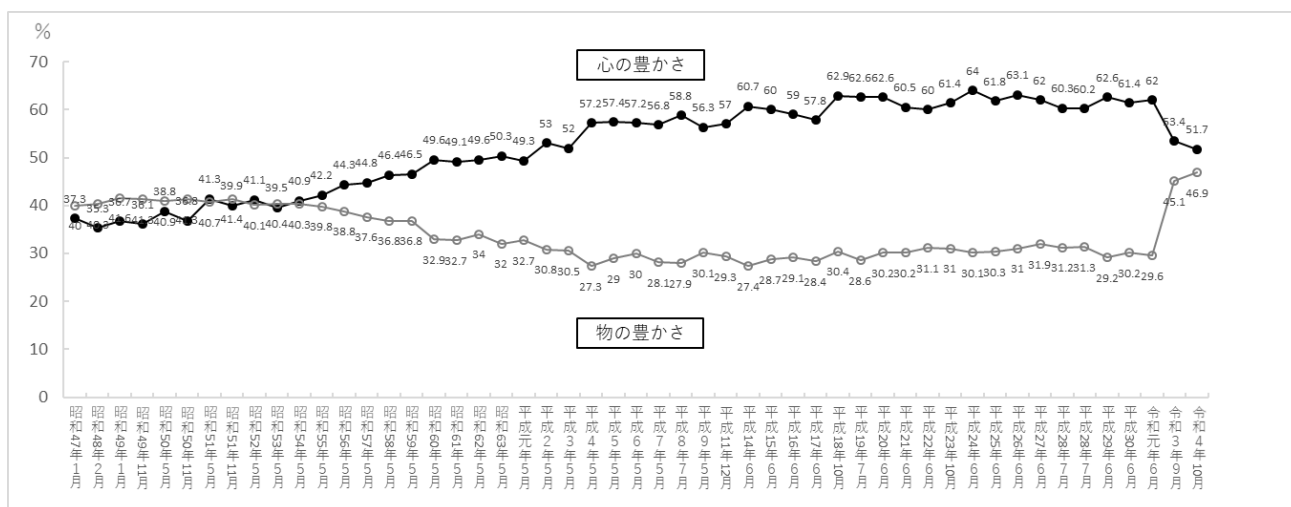


図. 国民生活に関する世論調査結果（令和4年 内閣府）

③ 社会インフラの老朽化

我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備されました。そのため、国土交通省の第5次社会資本整備重点計画では、社会資本整備が直面する課題として「加速するインフラ老朽化」が指摘されています。

本市においても、都市公園のうち約4割が平成元年度（1989年度）から平成10年度（1998年度）に整備されており、安全管理や効率的な維持管理が求められます。



（２）自然環境問題への対応

① 自然災害への対応

都市のみどりとオープンスペースは、「災害時の避難の場」、「火災、爆発による災害の緩和、防止」、「災害対策の拠点」、「自然災害の緩和、防止」、「防災教育の場」などの役割を有します。

平成 7 年（1995 年）に発生した阪神淡路大震災では、街路樹や生け垣、都市公園が延焼の遅延、防止に役立ち、火災による被害を軽減させたことが報告されています。平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災では、みどりとオープンスペースは避難場所だけでなく、避難生活や復旧・復興支援の場としての機能も発揮しました。また、都内では帰宅困難者の一時滞在や休憩所などにも利用されました。さらに、みどりとオープンスペースは水害や土砂災害への対策としても有効に機能し得ることが報告されています。

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化しています。気候変動の影響により、今後も降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。そこで、国では「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）」に基づき、内水氾濫^{※1}・外水氾濫^{※2}をできるだけ防ぐため、都市部の緑地の保全、レインガーデン（雨庭）、雨水貯留浸透施設の整備等をはじめとするグリーンインフラの活用を推進しています。

本市においても、今後発生が予測される首都直下地震や、近年頻発している集中豪雨などの自然災害への対応策として、みどりの重要性が高まっており対応が求められます。



火災発生時焼け止まりになった公園
（未来につなぐ都市のみどりと国土交通省）



広域避難場所に指定されている富士森公園



都市開発等におけるレインガーデン（雨庭）



緑化等を伴う雨水浸透施設

※1 内水氾濫：市街地に降った雨が水路や下水の排水能力を超え、雨水を河川へ排水できなくなることによって発生する氾濫をいいます。

※2 外水氾濫：大雨による河川の増水により堤防が決壊したり、河川の水が堤防を超えたりすることによって発生する氾濫をいいます。



② 地球温暖化の進行

地球温暖化による気候変動の進行によって局地的な集中豪雨の発生、台風の大型化、猛暑日の増加など、自然災害の脅威が高まり、市民の暮らしに大きな影響が生じることが考えられます。

気候変動への対応として、令和3年（2021年）に策定された国の地球温暖化対策計画では、都市における緑地や農地の保全、建築物の屋上などの新たな緑化空間の創出などにより、熱環境の改善を通じた都市の脱炭素化を推進することが示されており、本市においてもみどりの保全や創出などの取組の推進が重要となっています。

コラム

【身近なみどりによる気候変動への対策】

地球温暖化などの気候変動により既に生じている、又は将来予測される影響による被害について、みどりの機能により緩和することができます。

都市のヒートアイランド現象の進行や熱中症の増加が懸念されるなか、みどりを活用した緩和策としては、屋上緑化やみどりのカーテンなどがあげられます。植物は直射日光を遮り、日かげを提供するだけでなく、植物に含まれる水分の蒸発などでも気温の低減に寄与します。



みどりのカーテン

【CO₂ 吸収源としてのみどり】

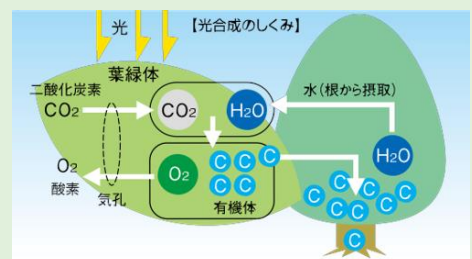
地球温暖化の防止には、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の大気中の濃度を増加させないことが重要です。森林をはじめとするみどりは CO₂ 吸収源として大きな役割を果たしています。

植物は光合成により大気中の CO₂ を吸収し、炭素（C）として蓄えることで成長するとともに、酸素（O₂）を放出しています。

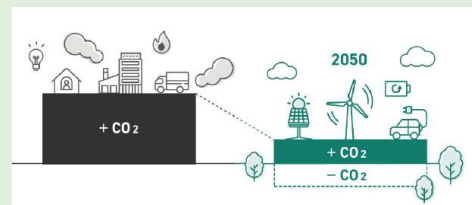
植物が吸収する CO₂ や蓄積する炭素の量は、一本一本異なります。例えば、適切に手入れされているスギ人工林（36～40 年生）で 1ha に 1,000 本の立木があると仮定した場合、スギ 1 本当たり約 8.8kg/年の CO₂ を吸収していることになります。

1 世帯から 1 年間に排出される CO₂ 量は、令和3年（2021 年）の場合、約 3,700kg でした。これを、スギが 1 年間で吸収する量に換算すると、スギ 420 本分と同じぐらいということになります。

本市では、令和4年（2022 年）2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指しています。家庭から排出される CO₂ を減らしながら、CO₂ 吸収源となるみどりを増やす両輪の取組で、カーボンニュートラルを目指します。



光合成のしくみ（林野庁ホームページ）

カーボンニュートラルのイメージ
（環境省ホームページ）

③ 生物多様性の保全と活用

「生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）」は地球上の生きものの約 100 万種が存続を脅かされていると警告しており、生物多様性の保全が急務となっています。

令和 4 年（2022 年）12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD-COP15）では、新たな国際目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年までに「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現をミッションとしています。また、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標※」が位置付けられました。

国では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、健全な生態系の確保・回復、自然を活用した社会課題の解決等の行動戦略が掲げられています。都市地域における望ましい姿としては、緑地による生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成、都市緑地による地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和、民間事業者の所有地の緑地確保、環境保全型農林水産業の拡大、生物多様性の保全を踏まえた都市住民の消費行動の拡大等があげられているほか、30by30 目標の達成に向け令和 5 年度（2023 年度）から、「自然共生サイト」の認定が開始されています。

令和 7 年（2025 年）4 月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（以下、「地域生物多様性増進法」という。）が施行され、企業等が地域において生物多様性増進活動を行おうとする際の「増進活動実施計画」の認定、市町村が地域の多様な主体と連携する「連携増進活動実施計画」の認定、「生物多様性維持協定」締結制度の創設等を行い、地域における長期的・安定的な活動を可能とする方針を示しました。

※30by30 目標：2030 年までに国土の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する国際的な目標。



コラム

【生物多様性と私たちのつながり】

「生物多様性って？」

「生物多様性」とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

生きものは、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化してきました。その長い歴史の結果、現在地球上の至る所で多くの生きものが生息しています。そして私たち人間も含め、あらゆる生きものは直接的又は間接的に支え合って生きています。

この生物多様性を基盤とする生態系は、人が生きていくために欠かせない酸素や食料を供給してくれるだけでなく、水源のかん養や精神的な安らぎ、豊かな文化を形成するなど、私たち人間に多くの恩恵を与えています。それら生物多様性がもたらす恩恵を「生態系サービス」と呼んでいます。

TEEB（生態系と生物多様性の経済学）では、生態系サービスを以下の4つに分類しています。

1. 供給サービス : 食料、水、木材や肥料などの原材料、医薬品や化粧品などの供給
2. 調整サービス : ヒートアイランド緩和、二酸化炭素固定、水質浄化、花粉媒介など
3. 生息・生育地サービス: 生息・生育環境の提供、遺伝的多様性の維持など
4. 文化的サービス : 自然的景観の保全、レクリエーションや観光の場と機会、芸術・デザインへのインスピレーション、科学や教育に関する知識など



（環境省 価値ある自然 生態系と生物多様性の経済学:TEEB の紹介）

このように、生物多様性と生態系は私たちのいのちと暮らしを支えています。

そして、これら生きもののはつながりは、地球の長い歴史の中で形成されてきました。そのため、一度生物多様性が消失すると、回復には非常に長い時間が必要です。また、生きものは相互に支えあって生きていますが、その関係は完全に解明されておらず、消失による影響は未知数です。

将来にわたって生態系サービスの恩恵を受け続けていくためには、その源である生物多様性の保全が重要と言えます。



自然のめぐみ（環境省 生物多様性広報パネル）

「生物多様性保全のための里地里山の重要性」

里地里山は、集落を取り巻く農地、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される地域であり相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています（環境省）。長い年月を通じた農業や林業などの人の営みにより雑木林、水田、草原などが形成され、持続的に利用されてきた里地里山は、近年、持続可能な社会モデル「SATOYAMA」として国際的にも注目を集めています。

人の手により形成されてきた自然環境には、その環境を好む生きものたちによって特有の生態系が成立してきました。そのため、里地里山には多くの生きものが依存しており、生きものと人が共生している空間となっています。

しかし、人口減少や営農形態の変化などによって人の手が入らなくなったことにより、里地里山の荒廃が懸念されています。生物多様性国家戦略における「生物多様性の危機」でも、里地里山に対する人間活動の縮小があげられているように、人の手が入らなくなった環境では、里地里山特有の自然環境が失われ、そこに住む生きものにも大きな影響があります。そのため、本市でも生物多様性保全のために里地里山の適正な管理や保全が求められています。

環境省は、30 by 30目標達成に向けて、生物多様性の価値を有し、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する事業を開始しました。

本市では、令和5年（2023年）に長池公園が自然共生サイトに認定されています。また、第3次環境基本計画の改定に合わせ、生物多様性地域戦略を策定しました。



里山の生きものたち



4 国等の方向性

令和2年（2020年）に八王子すみどりの基本計画を策定して以降、国や東京都などではすみどりに関連する以下の主要な施策が展開されてきました。

・都市計画公園・緑地の整備方針改定（東京都・区市町）	令和2年（2020年）	7月
・緑確保の総合的な方針改定（東京都・区市町村）	令和2年（2020年）	7月
・生物多様性国家戦略2023－2030	令和5年（2023年）	3月
・生物多様性地域戦略（東京都）	令和5年（2023年）	4月
・グリーンインフラ推進戦略2023	令和5年（2023年）	9月
・持続可能な開発の目標(SDGs)実施指針（改定版）	令和5年（2023年）	12月
・東京グリーンビズ 東京都の緑の取組 Ver.2（東京都）	令和6年（2024年）	1月
・第六次環境基本計画	令和6年（2024年）	5月
・都市緑地法等の一部を改正する法律	令和6年（2024年）	11月
・都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）	令和6年（2024年）	12月
・地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）	令和7年（2025年）	4月

これらの中でも次の①～④は、これからのすみどりに関わる取組に対して、特に考慮していく必要があります。

① グリーンインフラ推進戦略2023

令和元年（2019年）7月の「グリーンインフラ推進戦略」策定以降、世界的な潮流としてネイチャーポジティブやカーボンニュートラル、ネットゼロなど、グリーンインフラに関連する社会情勢が変化してきていることを受け、「自然と共生する社会」の実現を目指し、「グリーンインフラ推進戦略2023」が策定されました。また、国内外の事例・研究の収集等を踏まえ、市区町村がグリーンインフラの実装を戦略的に推進する観点から、緑の基本計画の策定・改定を行う際に参考となる考え方や根拠等を整理した「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」が令和6年（2024年）6月に策定されました。

グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」の実現に向けた取組（抜粋）	
（１）自然に支えられ、安全・安心に暮らせる社会 【安全・安心】	・自然環境が有する機能を活用した流域治水の推進 ・都市緑化や都市公園整備等による吸収源対策 ・雨庭、雨水貯留・浸透施設の整備 ・建築物における木材利用推進 等



（２）自然の中で、健康・快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会 【まち】	・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり ・自然豊かな都市空間づくりや環境性能に配慮した不動産投資市場の形成 ・住宅・建築物、道路空間、低未利用地等の緑化推進等
（３）自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会 【ひと】	・環境教育の推進 ・自然豊かな遊び場の確保 ・かわまちづくり、多自然川づくり ・ブルーインフラ拡大プロジェクト ・グリーンインフラコミュニティの醸成等
（４）自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会 【しごと】	・景観・歴史まちづくりの推進 ・自然・文化等の観光資源の保全、地域社会・経済に好循環をもたらす持続可能な観光の推進 ・カーボン・クレジットの活用等

② 東京グリーンビズ

東京都では、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民とともに未来に継承していくため、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を令和5年（2023年）7月に始動し、令和7年（2025年）1月には、「東京都の緑の取組 Ver.3」を公表しています。

東京グリーンビズの3つの観点	
緑を「まもる」取組	・農地を守る ・樹林地（屋敷林等）を守る ・豊かな自然（保全地域等）を守る ・森林（水道水源林等）を守る
緑を「育てる」取組	・公園の整備 ・街路樹の充実（安全性や快適性の確保） ・緑と水のネットワーク化 ・まちのシンボルとなる緑豊かな空間の創出 ・まちづくりに合わせた、まちなかの緑の創出 ・東京グリーンビズ・ムーブメントの推進
緑を「活かす」取組	・自然が有する機能を活用する「グリーンインフラ」の導入 ・公園の魅力を高めTOKYOの顔に ・豊かな自然を活用・発信 ・水辺に親しむ空間づくり ・多摩産材の活用 ・緑の多様な価値を活かす

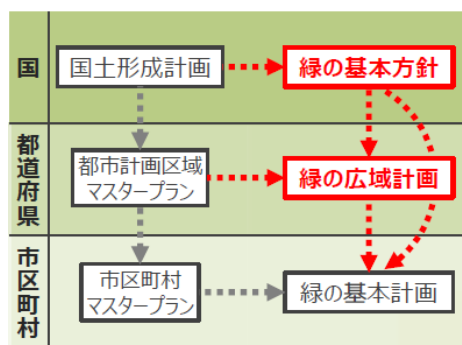


③ 都市緑地法等の一部を改正する法律

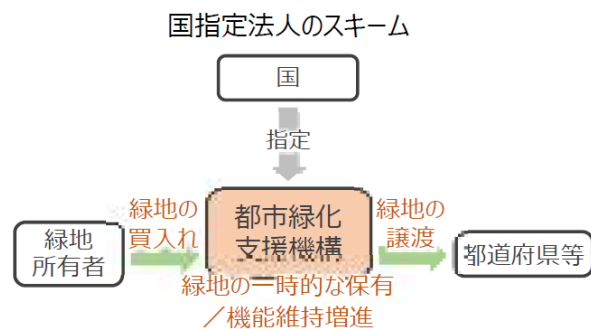
気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めることを目的として、関係法令が一括で改正されました。

【改正内容】

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保
(1) 国が都市緑地に関する基本方針を策定【都市緑地法】 ⇒全国的な目標や官民の取組の方向性を提示
(2) 都道府県が都市緑地に関する広域計画を策定【都市緑地法】 ⇒広域的な観点からの緑地保全を推進
(3) 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】 ⇒都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備・保全の重要性」を位置付け
2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新
(1) 緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を法的に位置付け【都市緑地法】 ⇒「機能維持増進事業」の推進により、緑地の効用を発揮
(2) 緑地の買入れや整備を代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】 ⇒財政面・技術面から地方公共団体を支援
3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み
(1) 民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都開資金法】 ⇒良質な緑地確保の取組の価値を「見える化」
(2) 都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】 ⇒認定を受けた事業について民間都市開発推進機構が金融支援



1 (1) (2) 計画の連携のイメージ

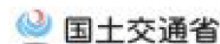


2 (2) 指定法人のスキーム



3 (1) 緑地確保取組認定制度のイメージ

緑の基本方針の概要



意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応
全体目標	将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す						
個別目標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献						
	人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する						
	Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく						
推進の視点	多様な主体の連携、各主体の役割分担 国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等						
	多様な資金、体制等の確保 民間からの投資、寄附金の受入れなど多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要						
	緑地の更なる充実 より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施						
	緑地の広域的・有機的なネットワーク形成 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成						
実現のための施策	都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進 行政による持続性の担保された公的な緑地の確保の推進 ・特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 ・都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 ・地方公共団体に対する技術的支援 民間による緑地の保全・創出の促進 ・良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 ・民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 ・都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進 価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進						
	コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携						
	都道府県 「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定 ・都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）						
	市町村 「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定 ・市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等）						
	まちづくりDXとの連携						

③ 1 (1) 国が策定する基本方針の概要

④ 地域生物多様性増進法

地域における生物の多様性の増進のための活動を促進することを目的として、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の主務大臣による認定、生物多様性維持協定等に関する「地域生物多様性増進法」が制定されました。主な措置事項及び認定基準は下記に示す通りです。

【主な措置事項及び認定基準】

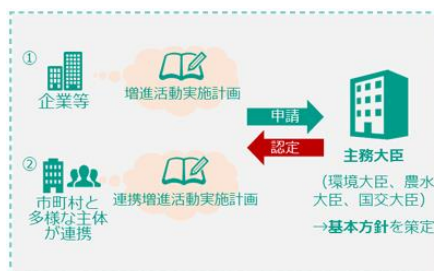
1. 地域における生物多様性増進のための活動の促進

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

①企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定。

②市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。

➢①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができる。



(2) 生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できる。

2. 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定に関する基準

- ①緑の基本方針に照らして適切なものであり、かつ、当該地域生物多様性増進活動を確実に遂行するために適切なものであること。
- ②当該（連携）地域生物多様性増進活動が実施区域における生物の多様性の維持又は回復若しくは創出に資するものであること。
- ③当該（連携）地域生物多様性増進活動に自然公園法上の「生態系維持回復事業」（同法第2条第7号）が含まれる場合には、同法第39条第2項の確認又は同条第3項の認定をすることができる場合に該当すること。
- ④当該（連携）地域生物多様性増進活動に自然環境保全法上の「生態系維持回復事業」が含まれる場合には、同法第30条の3第2項の確認又は同条第3項の認定をすることができる場合に該当すること。
- ⑤当該（連携）地域生物多様性増進活動に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律上の「保護増殖事業」（同法第6条第2項第6号）が含まれる場合には、同法第46条第2項の確認又は同条第3項の認定をすることができる場合に該当すること。
- ⑥当該（連携）地域生物多様性増進活動に外来生物法に規定される「特定外来生物」の防除が含まれる場合には、市町村が行う防除にあっては同法第17条の4第1項の確認をすることができる場合に、地方公共団体以外の者が行う防除にあっては同法第18条第1項の認定をすることができる場合に該当すること。
- ⑦その他主務省令で定める基準に適合すること。



持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標であり、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、すべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。17のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。また、すべてのゴールが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会を目指すものです。

国は、「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」において、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（改訂版）」を定めています。この中で、SDGs達成へ向けた取組は、人口減少や地域経済の縮小等の地域課題の解決に資するものであり、地方自治体にはSDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

本計画では、SDGsのうち特に関連の深い「11」「15」「17」の達成に貢献し、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現を目指します。



5 市民意見

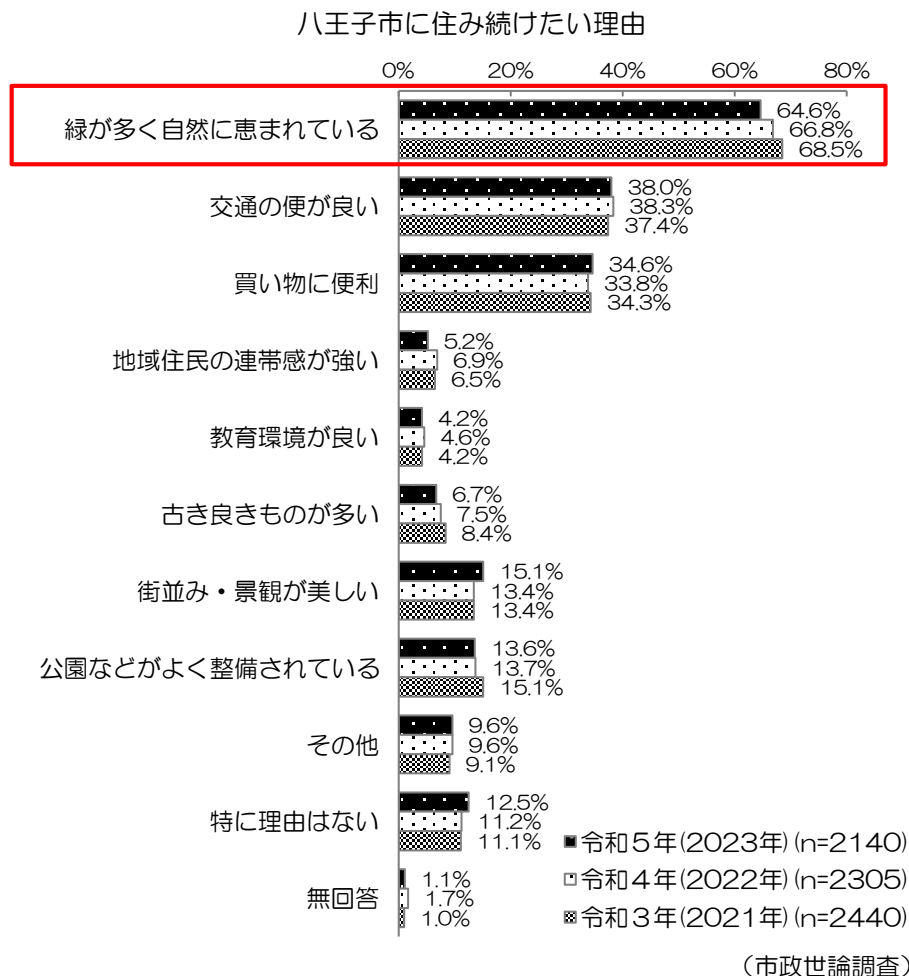
みどりの保全や緑化の推進には、市民との協働が非常に重要です。計画改定に向け、今後取り組むべき施策や市民ニーズを把握するため、次のとおり市民意見の把握を行いました。

- ① 市政世論調査（令和3年（2021年）5月、令和4年（2022年）5月～6月、令和5年（2023年）5月～6月実施）
- ② 市政モニターアンケート（令和6年（2024年）8月実施）
- ③ みどりに関するアンケート（令和6年（2024年）8月実施）

調査結果概要（複数回答により、合計が100%にならない場合があります。）

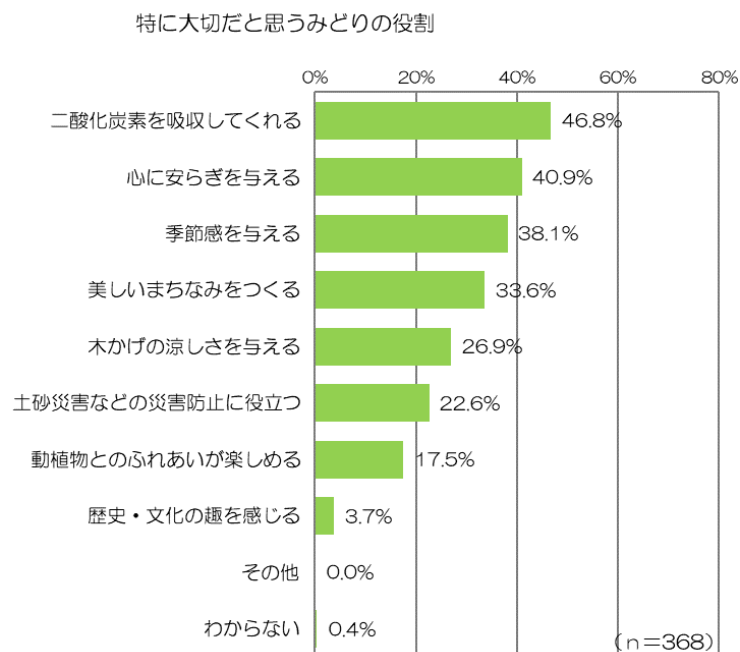
○ 定住意向について（市政世論調査）

市民の約9割がこれからも八王子市に住み続けたいと回答しており、その理由として65%以上の市民が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています。



○ みどりの役割について（市政モニターアンケート、みどりに関するアンケート）

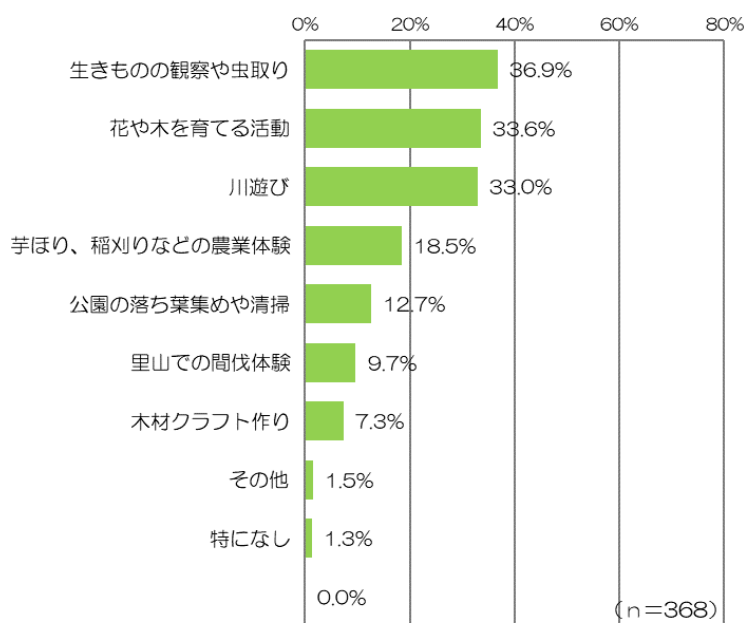
大切だと思うみどりの役割について「二酸化炭素を吸収してくれる」、「心に安らぎを与える」、「季節感を与える」の回答が多い結果でした。



○ 子どもたちに体験させたい「自然とふれあう活動」（市政モニターアンケート、みどりに関するアンケート）

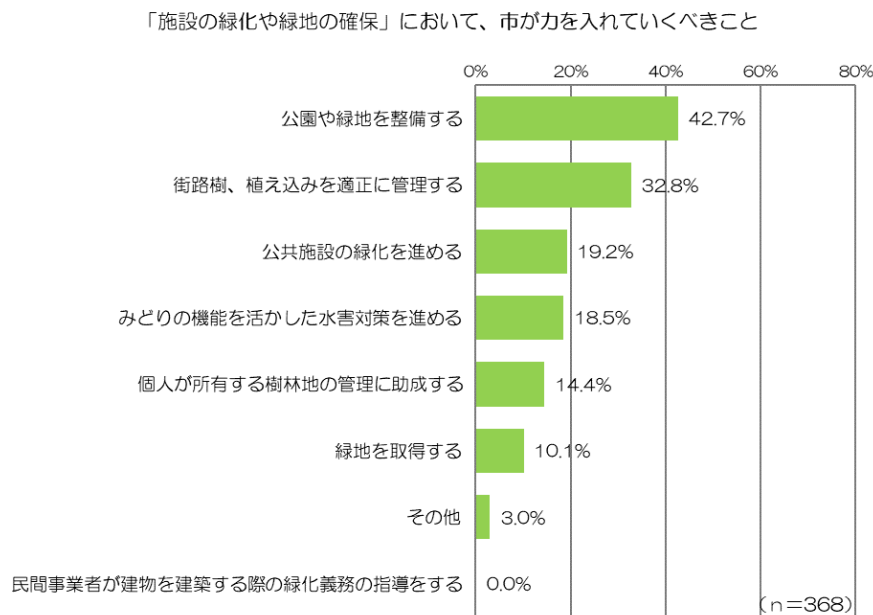
子どもたちに体験させたい「自然とふれあう活動」として、「生きものの観察や虫取り」、「花や木を育てる活動」、「川遊び」などが多い結果でした。

子どもたちに体験させたい「自然とふれあう活動」



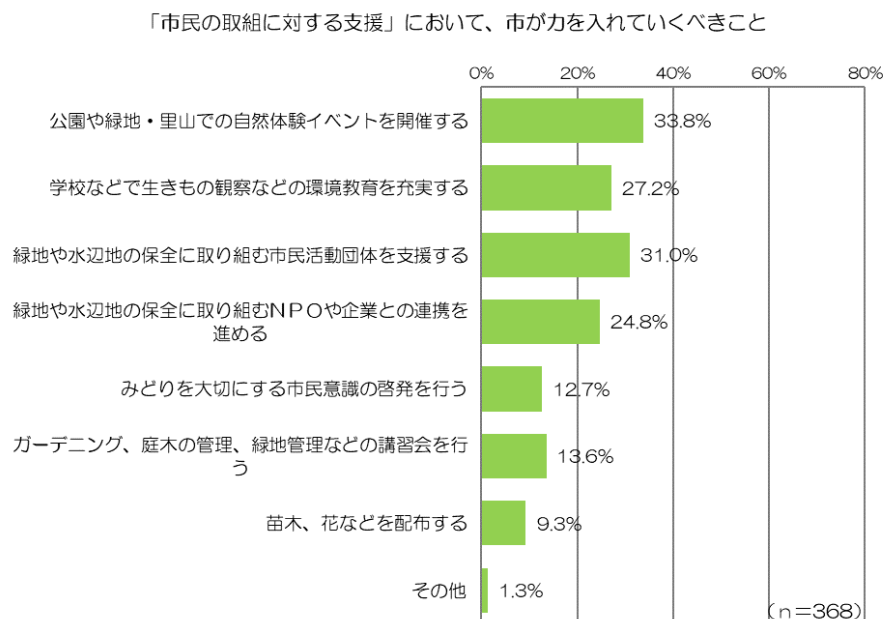
○ 「施設の緑化や緑地の確保」において、市が力を入れていくべきこと（市政モニターアンケート、みどりに関するアンケート）

みどりを守り育てていくために、「施設の緑化や緑地の確保」において、市が力を入れていくべきこととして、「公園や緑地を整備する」、「街路樹、植え込みを適正に管理する」など、公共緑地の管理に関する回答が多い結果でした。



○ 「市民の取組に対する支援」において、市が力を入れていくべきこと（市政モニターアンケート、みどりに関するアンケート）

みどりを守り育てていくために、「市民の取組に対する支援」において市が力を入れていくべきこととして、「公園や緑地・里山での自然体験イベントを開催する」、「学校などで生きもの観察などの環境教育を充実する」、「緑地や水辺地の保全に取り組む市民活動を支援する」の回答が多い結果でした。



6 中間改定の考え方

計画期間前期の取組や社会情勢などを踏まえ、基本計画の中間改定の考え方を整理しました。みどりの現状や関連法令・計画を踏まえた本市に求められることとして、生物多様性の保全、民有地のみどりの保全、担い手の確保の取組を強化することがあげられます。

市のみどりの現状

○みどりを一定量確保

確保した緑地の面積（約 179ha）、設置済み公園数（約 940 か所）

⇒【課題】量を確保しつつ質を向上する適正な管理や活用の推進

○民有地のみどり

生産緑地地区の減少、空き地の増加・樹林地の管理不全

⇒【課題】さらなるみどりの減少、担い手不足で管理が行き届かないみどりが増加

○多様な主体によるみどりの活動を推進

みどりに関わるすそ野の拡大 ⇒【課題】人材の育成・活用、活動主体間のネットワークづくり など



市の上位計画

○第3次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略策定（令和6年3月）

○第3次都市計画マスタープラン策定（令和7年1月）

社会情勢

○人口減少、少子高齢化社会の進行 ⇒【課題】コミュニティ希薄化の進行、担い手の確保が困難

○ライフスタイル、価値観の多様化 ⇒【課題】みどりを活用した QOL 向上や市民ニーズに応じた活用

○災害、気候変動、生物多様性保全などの問題 ⇒【課題】解決に寄与できるみどりの整備や確保

など

国の方向性

○生物多様性に配慮したエリアの拡大

○グリーンインフラによる持続可能な都市づくり

○民間の取組によるみどりの確保

市民意識

○みどりの確保や生物多様性の保全のため公園・街路樹の適正管理に高い需要

○体験を重視したみどりとの関わりに需要 など

基本方針

質の向上

- ・確保されたみどりの適正な管理や整備を通じて、みどりの機能の効果的な
- ・みどりを適正に利活用することによって都市の価値や市民の QOL 向上を

量の確保

- ・みどりの量を確保し良好な自然環境を増やすことで、気温上昇の抑制、
- ・みどりと調和した八王子らしい暮らしのため、本市特有の都市景観や自然

パートナーづくり

- ・市民全体でみどりの価値を共有し、みどりの活動のすそ野を広げること
- ・子どもたちのみどりへの関わりやふれあう機会を確保し健全な発育に寄与



計画改定の基本的な考え方

みどりとみどりに関わる活動を「地域の資産」と捉え、みどりと調和したまちを目指す

○計画全般にわたり、これまでの取組により保全・創出されたみどりを維持し、さらに向上させるための活用を推進します。活用にあたっては「防災性が向上する」、「景観が良くなる」、「地域のコミュニティが活性化する」など、市にとって重要な課題の解決や市民の豊かな暮らしにみどりが貢献できるよう施策を展開します。

○改定前の計画における「基本理念」「基本方針」はそのままに、市の上位計画の改定、国等の施策の展開などを反映しつつ、基本方針ごとに以下の視点を重視しました。

▶基本方針Ⅰ「みどりの質の向上」・・・中間改定の視点①「生物多様性の保全」

保全の対象としたみどりなどにおいて生物の生息状況を調査し、生物多様性の意義について啓発を行うとともに、多様な主体との保全と活用の取組に活かしていきます。

▶基本方針Ⅱ「みどりの量の確保」・・・中間改定の視点②「民有地のみどりの保全」

都市緑地法に基づく民間事業者の取組促進や市独自の支援制度の検討などにより、民有地の管理不全への対策を進めます。

▶基本方針Ⅲ「みどりを守るパートナーづくり」・・・中間改定の視点③「担い手の確保」

子どもを対象とした自然体験のほか、地域のみどりを守る人材の発掘・育成・活用を図るとともに、市民・企業・行政間の協働・共創の取組を強化することで、次世代へのみどりの継承に努めます。

○日本遺産や多様な公園など本市の特色あるみどりの利活用を図り、まちのイメージ向上を図ります。

○みどりが有する多様な機能を活用し、地域課題の解決に貢献するグリーンインフラの取組を推進します。

○限られた財源での効率的な活用や保全を進めるため、様々な手法の検討や実施を目指します。

○これら取組を人口動態やみどりの特徴など、地域の特性に応じて推進します。

中間改定の視点

発揮や新たな機能の付加によるみどりの質の向上を図る。
目指す。

生物の生息生育の場の提供など環境に配慮した社会の形成に貢献する。
環境を保全、創出する。

で、多様なパートナーによる主体的なみどりの活動を推進する。
するとともに、次世代の担い手として環境に対する興味関心を高める。

生物多様性の保全

民有地のみどりの保全

担い手の確保



